

## 第16回 議会のあり方調査特別委員会 会議概要

【開催日】 平成26年12月18日

【開催場所】 第1委員会室

【会議時間】 午前10時～午前11時10分  
午前11時20分～午後0時

【出席委員】

委員長	矢田松夫	副委員長	河崎平男
委員	石田清廉	委員	伊藤 實
委員	河野朋子	委員	下瀬俊夫
委員	松尾数則		

【欠席委員】 なし

【委員外出席議員等】

議長	尾山信義
----	------

【事務局出席者】

事務局長	古川博三	事務局次長	清水 保
------	------	-------	------

【調査事項】

- 1 委員会中継について
- 2 市民モニターについて

【会議の概要】

- 1 委員会中継について  
12月議会の委員会の録画映像を視聴した。

### 委員の主な意見

- 委員会室の蛍光灯だけでは映像が暗い。誰が話しているかが分かるようにするための検討が必要だ。
- 音声は良く入っている。これを見て議員が考えることができるので、議員の資質の向上に役立つ。ここに自由討議が入ってくると議会の活性

化になる。

- インターネット中継には、議員が自分の発言を振り返り反省したり、他の委員会の審査内容を見て本会議での採決の参考にしたりすることで、議論が深まるという側面と市民に議会を身近に感じてもらえるという側面がある。議員の資質向上になるので、インターネット中継に早く取り掛かることが議会改革になる。
- 議員名のテロップが出ると誰が話しているかが分かると思う。→ 本会議中継と同様のシステムを導入しなければならないので、テロップは不可能だ（議会事務局）。
- 全議員が一緒に見て、意見を出す場が必要ではないか。

## 2 市民モニターについて

### (1) 第4条「定員」について

前回の会議で、10人という意見と50人程度という意見があった。人数について、再度検討した。

#### 委員の主な意見

- 先に人数を決めるよりは、団体、世代、地域を絞り込んだ中で人数を決めたほうがいい。
- 議会と市民との関係がどうなのかがモニター制度の基本になるので、とりあえずやっ払いこうということであれば、どこからやるかを議論したほうがいい。
- 資料が出ているので、広く集めるということを前提に団体を少し絞るということでいいのではないか。

#### 結論

50人が妥当かではなく、資料に記載されている団体の人数を検討しながら、最終的な人数を出していくこととした。

#### 委員の主な意見

- 議会の活動、運営に対するモニターなので、地区や業種のバランスをここまで配慮する必要があるのか。地区に配慮しすぎているのではないか。

- 広く意見を聞くということは、自治連やふるさとということだ。
- 最初は少数でいいという意見だったが、市民の意見を聞くとなると自治連とふるさとはある程度の数が必要だ。数が多いほうが市民モニターの役割を果たす。
- 団体の大小はあるが、2名ずつにして、あとは公募で補うとしたらどうか。
- ある程度数を確定しないと前に進めないので、2名に特別反対する理由はない。
- 母子寡婦福祉連合会は市女性団体連絡協議会に入っていないのか。
- 女団連に山陽女性会が入っていないので、一考が必要だ。→ 女性団体連絡協議会とは別に、厚狭地区2名を追加したらどうか。

**結論**

1 団体2名とし、とりあえず15 団体で始めて、進めながら検討していくこととした。

(2) 第4条「公募の人数」について

**結論**

公募の人数は要綱案どおり10 人程度とした。

(3) 第5条「要件」について

**結論**

モニターの要件は、要綱案どおりとした。

(4) 第6条「募集方法」について

**結論**

推薦団体と人数は15 団体から2名、公募については10 名程度とした。

(5) 第7条「選考」について

**結論**

モニターの選考は、要綱どおり広報広聴特別委員会企画広聴部会において行うものとした。→ 第9条の議論の際、議会運営委員会で選考を行ったほうが良いという意見が多く出た。

(6) 第8条「委嘱及び解嘱」について

結論

モニターの委嘱及び解嘱は、要綱案どおりとした。

(7) 第9条「提出された意見、提言」について

委員の主な意見

- 「関係する委員会に送付」となっているが、どのような委員会を想定して作成したのか。→ 議会運営委員会と広報広聴特別委員会である。(事務局)
- 議会活動のみの意見は本当に限られる。違う意見が出たときに「関係ない」と断るか、はっきりしておかなければならない。→ きっちり断るべきだ。
- 基本的には代表者の議長が受けて、それを議長が割り振るか、議運が割り振るか、目的以外の意見が出たときにモニターの職務外ということを受けないのかということ議論したほうが良い(事務局)。
- 議長が受けて、議長から議運に諮問するという手続が必要だ。
- そぐわない意見があった時点で断るのもおかしい。モニターを立ち上げた時点でお願いしておくべきだ。最初にしておかないと途中で駄目だということは非常に困難だ。
- 第1条に「議会の活動及び運営に関し」と記載しているので、違う意見が出たらそぐわないとすればいい。ただ、その判断は議長がするのか。
- 議長は議会の代表として受け取るが、提言されるのは議会なので議運に諮問してということになる。
- 門前払いというよりも取りあえずは議運に出して振り分ける。断るということも含めて議運で対応できるようにしたらいい。
- モニターの選考も議運で仕切っていくというほうが明確だ。

結論

- 意見の割り振りは、条文どおりとするが、運用で議運が受けて委員会に振り分けることとした。
- 受け入れ難い意見は、議運で整理していくこととした。

(8) 第10条「謝礼」について

結論

他市の状況を調査した後、協議することとした。

# 第16回 議会のあり方調査特別委員会 会議日程

日時 平成26年12月18日（木）

午前10時

場所 第1委員会室

## 調査事項

- 1 委員会中継について
  
- 2 市民モニターについて
  
- 3 災害時における議会の対応について
  
- 4 その他
  - (1) その他
  
  - (2) 次回委員会開催日について

## 山陽小野田市議会モニター設置要綱

(設置)

第1条 山陽小野田市議会（以下「市議会」という。）の活動及び運営に関し、市民等から意見、提言等を広く聴取し、反映させることにより、市民からより信頼される議会となるため、市議会モニターを設置する。

### 【モニターとは】

市議会モニター制度とは、市議会の活動・運営に関してモニター個人の意見・提言等を提出してもらい、それを議会活動等に反映させることで、さらに議会改革を進めていくための制度である。

モニターは、職務の全てをこなす必要はなく、できる範囲内でモニタリングを行う。

また、基本的にはモニターから議会への一方通行で、一同に介する必要はなく、空いた時間を使ってモニタリングすることができる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 政策討論会 山陽小野田市議会基本条例（平成24年山陽小野田市条例第23号）第9条に規定する政策討論会をいう。
- (2) 議会報告会 山陽小野田市議会基本条例第24条に規定する議会報告会をいう。

### 【市民懇談会を対象から削除】

市民懇談会は、申し込んだ団体と議会とが対等の立場で懇談する会議であるので、傍聴を認めるかなど申し込んだ団体に対する配慮が必要である。

また、市民懇談会は、傍聴を想定していないので、傍聴を認めた場合、会場設営や傍聴者の把握が難しい。

市民懇談会の運営方法に関する意見、提言等は、当該申し込んだ団体から受けるシステムをつくれれば、モニター制度の補完になる。

(職務)

第3条 市議会モニターの職務は、次に掲げるものとする。

- (1) 本会議及び委員会並びに政策討論会を傍聴し、若しくはインターネットにより視聴し、又は議会報告会に参加し、当該会議の運営に関する意見、提言等を文書（電子メールを含む。以下この条において同じ。）により提出すること。
- (2) 山陽小野田市議会だより、山陽小野田市議会ホームページ及び山陽小野田市議会フェイスブックページに関する意見、提言等を文書により提出すること。
- (3) 市議会が行う市議会の運営に関する調査に回答すること。
- (4) 削除（モニター会議に出席し、議会活動及び運営に関する意見交換を行うこと。）

**【モニター会議を削除】**

モニターから個人意見を提出してもらうのがモニター制度であるが、「モニター会議」だと、モニター全体の意見をまとめて提言するための会議のように取れる。

また、モニターを集めて意見交換をした場合、議会に批判的な人や自分の意見を常に主張する人などに発言が偏り、モニター全員と意見交換できない可能性がある。

1年に1回、委嘱状の交付とモニター制度の説明を行う会議は必要であるが、手続上の問題であるので、第11条の「議長が別に定める」という条項で開催すればいいのではないか。

- (5) その他議長が必要と認めたこと。

(定員及び任期)

第4条 市議会モニターの定員は、10人程度とする。

2 市議会モニターの任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

**【定員】**

定員を10人程度としたが、人数が少ない場合、広く意見を聞くということにならないのではないかと懸念されている。

会議の傍聴・視聴、議会報告会、ホームページなどモニタリングの対象となる内容は多岐にわたっており、それぞれモニタリングしてもらうためには多くの人数が必要ではないかと懸念されている。

また、年齢、性別、居住地について、著しい偏りが無いように配慮する場合、少ない人数では対応しきれないので、推薦方法と合わせて再検討が必要ではないかと懸念されている。

(要件)

第5条 市議会モニターは、市議会に関心があり、次の各号に定める要件を全て満たす者とする。

- (1) 年齢満18歳以上の者
- (2) 市内に住所を有する者又は市内に住所を有しない者で市内に勤務し、若しくは通学するもの
- (3) 国会議員若しくは地方公共団体の議会の議員又は国若しくは地方公共団体の職員でない者

(募集方法)

第6条 市議会モニターの募集は、次に掲げる方法により行うとする。

- (1) 議長が適当と認めた団体等からの推薦
- (2) 公募

**【推薦団体及び人数】**

推薦団体をあらかじめ決めておく必要があるが、年齢、性別、居住地等に著しい偏りが生じないような配慮が必要である。その場合、定員も一緒に検討する必要がある。

(推薦団体及び人数の例) 別紙のとおり

**【公募の重複】**

執行部の審議会等の委員を複数受けている人を公募モニターから除外するという考え方について、兼ねることの弊害は何か。

執行部内で複数兼ねる場合は、多様な市民の意見を市政に反映させるという公募の趣旨に反し、固定された人の意見となるので弊害があると言えるが、執行部の審議会等の委員と議会モニターは全く目的が違うものなので、それらを兼ねることによって、弊害があるのか。

議会モニターに何期も連続してなるとか、議会が設置した審議会の委員と兼ねるとかいうことであれば弊害があると言えるが。

(選考)

第7条 市民モニターの選考は、広報広聴特別委員会広聴部会において行うものとする。

- 2 前項の規定による市民モニターの選考に当たっては、年齢、性別、居住地等に著しい偏りが生じないように配慮しなければならない。

**【選考とは】**

公募の委員について、定足数以上の場合などに選考する。

団体推薦は、原則、推薦のとおり選任する。

(委嘱及び解嘱)

第8条 市議会モニターは、議長が委嘱する。

2 議長は、市議会モニターが次の各号のいずれかに該当するときは、解嘱することができる。

- (1) 第5条に規定する要件を満たさなくなったとき。
- (2) 市議会モニターから辞任の申し出があったとき。
- (3) その他議長が必要と認めたとき。

(提出された意見、提言等)

第9条 市議会モニターから意見、提言等が提出されたときは、議長は当該意見、提言等に関係する委員会に送付するものとする。

2 前項の規定により意見、提言等の送付を受けた委員会は、当該意見、提言等について検討し、検討結果を議長に報告するものとする。

3 議長は、前項の規定により検討結果の報告を受けたときは、必要に応じて、当該意見、提言等を提出した市議会モニターに通知するとともに、議長が別に定める方法により公表するものとする。

(謝礼)

第10条 市議会モニターに対する謝礼は、予算の範囲内で支給する。

**【謝礼】**

モニターは非常勤の地方公務員に当たらないので、報酬は支払えない。  
モニターは通常の生活の中での活動を想定しているので、モニター活動全体のお礼として謝礼を渡すものである。  
なお、謝礼の内容は、他市の状況も調査し、決定する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は議長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

## 市議会モニター推薦団体及び定員（案）

### ○ 推薦委員 42人

- ・自治会連合会 11人（各地区1名ずつ）
- ・ふるさとづくり協議会 6人（各中学校区1名ずつ）
- ・小野田商工会議所 3人（青年部・婦人部各1人含む）
- ・山陽商工会議所 3人（青年部・婦人部各1人含む）
- ・山陽小野田市女性団体連合協議会 3人
- ・山陽小野田市母子寡婦福祉連合会 2人
- ・小野田青年会議所 2人
- ・山陽小野田市小・中学校PTA連合会 3人
- ・山陽小野田市子ども会育成連絡協議会 3人
- ・山陽小野田市保育協会 3人
- ・漁業協同組合 4人（各組合1人ずつ）
- ・農業協同組合 3人（各地区1人ずつ）
- ・山口東京理科大学学生 3人
- ・民生児童委員協議会 2人
- ・山陽小野田市老人クラブ連合会 2人

### ○ 公募委員 10人程度